

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第54回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年2月23日（金）10時30分～10時59分
於：総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、佐々木 百合、
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、二村 真理子（以上7名）

第3 出席した関係職員等

巻口郵政行政部長、北林郵政行政部企画課長、森田信書便事業課長
事務局：東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

（1）諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可

【諮問第1163～1165号】（非公開）

開 会

○樋口分科会長 おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日の分科会には、委員 8 名中 7 名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」については、非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○樋口分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項 3 件でございます。

それでは、諮問 1 1 6 3 号から 1 1 6 5 号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○森田信書便事業課長 よろしくお願いいたします。今回は特定信書便事業への新規参入希望者 1 0 者からの申請と、許可取得済みの事業者 2 者からの変更申請に係る諮問でございます。以下、許認可の種類ごとに、3 件の諮問事項について説明させていただきます。

まず、資料 5 4 - 1 でございます。諮問第 1 1 6 3 号、表紙をとりまして、次、諮問書でございます。特定信書便事業への新規参入意思を有します事業者 1 0 者からの事業許可申請と許可取得済みの事業者 1 者からの事業計画変更認可申請に対して、いずれも信書便法に掲げる基準に適合していると認められることから、許可及び認可いたしたく諮問するという内容でございます。

申請概要につきましては、別紙 1、横長の資料をご覧ください。1 ページから 3 ページまでが申請者の提供サービスの概要でございます。2 ページまでが新規

の事業許可申請者ということで、地域別に見ますと東北が2者、関東4者、信越1者、東海1者、九州2者の計10者からの申請でございます。これらの申請者が現在営んでいる主な事業は、貨物運送業が5者、下のほうにありますけど、障害者福祉事業が3者、ほかにポータルサイト運營業、警備業1者ずつとなっております。

提供予定サービスは、一番最後の10番目の申請者を除きまして、信書便法第2条第7項第1号の役務、大型の信書便サービス、もしくは3号の役務、1通800円超のサービス、またはその両方を申請されておりますけど、10番目の申請者は1号役務のほかに、2号役務、3時間以内に送達するサービスも予定しております。各社の主なサービス提供先は、提供サービス概要の欄のとおりでございますけれども、2番目と10番目の申請者につきましては、いわゆる電報類似サービスの提供を予定しております。電報類似サービスのイメージ図は4ページに添付させていただいております。

3ページですけれども、こちらが事業計画の変更の認可申請についてでございます。1者から、信書便物の引受け方法と配達方法を追加するという申請が上がっております。詳しくは後ほど説明させていただきます。

5ページ以降は、信書便法上の許可基準への適合性についての説明ということになります。事業計画の変更の認可基準も同じ基準ですので、以下、審査項目ごとに新規の事業許可と変更認可あわせて、まとめて説明させていただきます。

それから、15ページ以降、別紙2、別つづりになっておりますけど、こちらは審査結果をまとめたものです。こちらの資料もあわせてご覧になりながら、説明をお聞きいただければと思います。

15ページの別紙2-1が新規事業許可の審査結果で、1枚めぐりまして、17ページの別紙2-2が事業計画変更の審査結果となっております。

それでは、別紙1の説明資料に戻りまして、まず3つあります法定の許可基準、事業計画変更の認可基準も一緒ですけど、その1つ目です。事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かの観点からの説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。引受け方法と配達方法でございます。許可申請した10者とも、引受け方法と配達の方法、ご覧のとおり、計画に明確に記載されております。また、後ほどご説明いたします諮問第1165号とも関連しますけれ

ども、信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引き受け、配達するという事になっております。

それから、10者のうち2者、1番目と2番目の申請者につきましては、業務の一部委託を予定しておりますけれども、信書便物の秘密保護のために、受託者にも信書便管理規程遵守義務を課す予定であるということは別途確認しております。

7ページが事業計画の変更認可申請をしております1者の引受け方法と配達方法について整理したものでございます。この申請者は今現在、バイク便の提供を行っているということで、これまで利用者が指定する場所に引受けに行って、それで配達の際は対面で交付するという方法のみでありましたけれども、今般、顧客から要望を受けまして巡回便の提供などもするという事にしたため、事業計画中の引受け方法と配達方法を見直すというものでございます。追加する引受けの方法、配達の方法につきまして、計画に明確に記載されております。

以上を踏まえまして、今回、許可申請した10者の事業計画、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切なものと判断しております。また、引受け方法、配達方法を追加する1者の変更申請につきましても、変更後も引き続き適切なものであると判断しております。

次に、2つ目の基準、事業の遂行上適切な計画であるか否かの観点からの説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。まず、各審査項目のうち、NPO法人ともしびという申請者だけが申請しております2号役務の3時間審査について、説明いたします。審査されました2号役務提供区域につきましては、現地の道路事情なども踏まえまして、実際の車両運転による実測と、あと当方のほうで持ちます交通情報サービスのソフトでそれぞれ計測しましたところ、3時間以内に送達できるということを確認しております。

続きまして、10ページから13ページまで、信書便事業の収支見積もり、委員限りの資料をご覧ください。まず、10ページと11ページのその1の収入の部のページですけれども、右端の信書便事業見込収入の欄に記載されております金額につきましては、契約を見込んでいる者との予定契約額ですとか、申請者のほうで行いましたニーズヒアリングの調査結果を考慮して、申請者が算出したものでございます。それから、単価の欄ですけれども、3号役務につきましては全

で800円を超えているということで、3号役務は800円超という法の規定にも適合しております。1号役務の取扱い予定者のサイズ・重量につきましては、これも法の規定に適合しているということは別途確認済みでございます。

それから、12ページ、13ページは、収入も含めて支出及び利益についても記載している、まとめたものでございます。信書便事業支出の欄につきましては、申請者が項目ごとに積み上げた額ですとか、兼業する事業との案分で出したものでございます。この支出欄の細目の中で、

これが先ほど説明いたしました業務の一部委託に係ります業務委託費ということでございます。業務委託の経済性ですとか、委託契約書に信書便物の取扱い責任を明記するなどにつきましては、別途確認をとっております。

それから、表全体の事業収入から事業支出を差し引きいたしました右から2番目の信書便事業営業利益でございますけれども、それから、一番右側の会社全体の純利益ですけれども、初年度、翌年度とも、いずれの申請者もプラスと見込まれております。そういうことで、事業収支に特段の問題は見受けられず、妥当なものであると判断しております。

以上から、各者とも事業の遂行上、適切な計画を有してございまして、基準を満たしていると判断しております。

最後に、3つ目の基準、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか、否かの観点からの説明でございます。14ページ、資金計画、これも委員限りの資料ですけど、ご覧ください。直近の決算年度におきまして、各者とも債務超過の状況になく、純資産の額はプラス。また、事業開始に要します資金も、各者とも自己資金にて調達可能という見込みでございまして、各者、財産的基礎は十分と見ております。それから、いずれの申請者も貨物法制上必要となる許可、届出などは既に行っているということも別途確認しております。

以上より、各者とも事業を適確に遂行するに足る能力、資力と資格を有する者と判断しています。

以上申し上げました3つの基準の適合性判断をまとめて整理したものが別紙2ということでございまして、それから、別紙2-1の16ページの一番最後に記述しておりますとおり、新規の参入者につきましては、いずれも欠格事由に該

当しないということも確認しております。ということで、全てまとめまして、各者とも信書便法に掲げます許可基準、事業計画変更の認可基準に適合していると認められることから、許可及び変更認可をいたしたいと考えております。

それでは、次に、資料54-2、諮問第1164号について、ご説明申し上げます。表紙をとりまして、次、諮問書でございます。新規参入の希望者から申請のありました「信書便約款の設定の認可」、それから、許可済みの事業者2者から申請のありました「信書便約款の変更認可」について、ご審議をお願いいたします。

なお、今回、新規の許可申請者10者のうち、5者が平成27年の信書便法改正を受けまして、総務省で公示いたしました標準信書便約款と同一の約款を使用するということをございまして、結果、信書便約款の設定の認可申請者、この5者を除く残り5者からの申請ということになっております。

別紙1が信書便約款の認可申請の概要をまとめたものでございます。1ページと2ページが新規設定に係る5者からの申請において、共通して記載されている事項でございまして、こちらにつきましては、別紙2-1の6ページと7ページですけれども、その審査結果概要もあわせてご覧いただきたいと思っております。いずれの者も、役務の名称及び内容、信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件、送達日数、料金收受、その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものと判断しております。また、特定の部分に対して不当な差別的取扱いをする規定も見られないということで、新規設定の5者各者とも法令上の認可基準に適合していると認められることから、認可することといたしたいと考えております。

別紙1に戻りまして、3ページ以下でございます。約款の変更認可の申請がありました2者の変更箇所を整理したものでございます。こちらにつきましては、別紙2-2、8ページですけれども、その審査結果概要もあわせてご覧いただきたいと思っております。別紙1の3ページの表の左側の申請者につきましては、現在、1号役務と2号役務を営んでいるということでございますけれども、平成27年の法改正によります特定信書便役務の範囲拡大を踏まえまして、1号役務の大きさを90センチ超から73センチ超に変更するという申請でございます。このほか、この変更申請の機会を捉えまして、1号役務のほか、2号役務の大きさの制

限の変更もあわせて行うという申請になっております。

表の右側の申請者につきましては、これは事業計画の変更の認可申請者と同一の者でございます。ということで、事業計画の変更に伴って必要になります約款中の引受け方法、配達方法に関係します規定の変更を行うということのほか、平成27年の法改正を踏まえまして3号役務の料金の額を現在1,000円超となっているものを800円超に引き下げるという変更を行うということでございます。さらに、このほか、この機会を捉えまして、例えば2号役務及び3号役務の大きさ、重量の制限の変更などの変更もあわせて行うという申請になっております。

今回、変更の認可申請した2者とも、変更後の規定も適正かつ明確に定められておりまして、引き続き認可基準に適合していると認められることから、この約款変更も認可することといたしたいと考えております。

最後の諮問でございます。資料54-3、諮問第1165でございます。新規参入希望者10者から申請のありました信書便管理規程の設定の認可及び許可済みの事業者1者から申請のありました管理規程の変更認可についてご審議をお願いいたします。

別紙1が信書便管理規程の認可申請概要をまとめたものでございます。1ページと2ページが新規設定に係る10者からの申請において、共通して規定されておりました内容でございます。こちらにつきましては、別紙2-1、4ページと5ページの審査結果概要もあわせてご覧いただきたいと思います。

別紙1のほうに戻りまして、いずれも信書便管理者の選任とか、信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、事故発生時の措置、教育訓練など、事業者の取扱中に係ります信書便物の秘密を保護するために必要な規定が適切に記載されているものと判断しております。ということで、新規設定の10者につきましては、各者とも認可基準に適合していると認められることから、認可することといたしたいと考えております。

別紙1の3ページが変更認可申請のあった1者の変更箇所を整理したものでございます。こちらにつきましては、別紙2-2、6ページの審査結果概要もあわせてご覧いただきたいと思います。この申請者は、事業計画変更の申請をした者と同一の者でございます。事業計画変更に伴って必要となります管理規程中の

引受け方法、配達方法に関する規定の変更のほか、この機会を捉えまして、例えば一番上の欄、営業所ごとに配置します信書便管理者の選任方法ですけど、管理職から選任することを明確化するとか、あと、顧客情報の管理の規定を変えとか、この変更認可申請の機会を捉えまして、他の箇所の規定の見直しもあわせて行うという申請になっております。

変更認可を申請した者も引き続き認可基準に適合していると認められることから、この管理規程の変更につきましても認可することといたしたいと考えております。

参考資料を添付させていただいておりますけれども、参考資料1と2です。これは、今回、事業許可申請が認められた場合の信書便事業参入状況をまとめたものが参考1で、参考2は全事業者の一覧ということになります。前回、許可の諮問・答申のありました11月に参入事業者501者になりましたけれど、それ以降、1者、事業廃止しております。今回、新たに10者参入するということで、参入が認められれば合計で510者となる予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。島村委員、どうぞ。

○島村委員 10者という説明ですが、福祉法人についてはちょっと特別なので除いたとしても、この1番の赤帽宮城県軽自動車運送協同組合、こちらは会社ではないですね。

○森田信書便事業課長 はい、そのとおりです。

○島村委員 会社に対していろいろ認可を出すという意味では、責任者がはっきりしているので問題ないとは思いますが、事業者1人1人がほんとうにこの内容を理解して、組合がそれをどういうふうに伝達して、責任をどう組合としてとるのか、また事業者は事業者として、これらに違反した場合にはどう責任をとっていくのかというのは、どのように総務省は把握していますか。

○森田信書便事業課長 これはもう事業組合本部に責任をとってもらおうということです。

○島村委員 全部ですか？

○森田信書便事業課長 はい。組合員が受託者というか、委託先ということにな

ります。ということで、委託するに当たってはそれぞれ誓約書を出していただくとか、本部のほうにはちゃんと教育訓練をやってもらうということで許可を出しております。

○島村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○島村委員 はい。

○樋口分科会長 そのほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問ございませんでしたら、諮問第1163号から1165号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で、本日、用意されました議題は終了しましたが、この際、委員から何かご意見ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○樋口分科会長 菅委員。

○菅委員 年賀状についてはいろいろご配慮いただきまして、本当にありがとうございました。私の周りでも、やはり大臣のコメントが出た時点で知ったという人が多かったので、非常に良かったかなと思います。

また、年賀はがきの中に、こういうふうなものを度々、入れてくださって、これでトラブルはなかったかなと思いますけれども、そこの辺はマスコミ報道されていないところを見ると、大きなトラブルはなかったかというふうに理解しておりますが、先週ですか、年賀状も62円に値上げというのがちょっと小さい新聞記事が載っていましたが、これについて、値上げというのがまず、1年しか実施していないことと、それから、2種類もはがきに対して値段があるから、そこがわかりにくいというコメントだけしか載っていなかったのですね。ですので、そこがわかりにくいというのは、B側からなのか、C側なのか、どちらのご意見でわかりにくいのか、そこら辺はちょっと、行政監督としては、まだ1年しかやっていないところがこの言葉を見ると自分たちのほうというか、日本郵政側のほうからの発言じゃないかなと思いますね。そこら辺をやっぱりまだ1年以内の1回やったきりだけではちょっと早いのではないかなということで、今年度末の年賀

郵便に対して少し考えなければいけないかなと思いますし、それから、団塊の世代ぐらいまでが年賀状という慣習が関心を持たれていますけれども、その後、どんどん減っていくと、それに拍車をかけるような形にならないかなとちょっと危惧していますが、そこら辺をちょっとお話しさせていただきました。

○樋口分科会長 行政問題ですから、総務省からお願いします。

○巻口郵政行政部長 ご指摘、ありがとうございます。昨年、今年の年賀状につきましては、ご指摘のとおり、野田大臣のほうからも、きちんと混乱が起きないように周知徹底を図るようというお話をさせていただきました。結果として、確かにご質問とか、いつから10円切手を貼らなきゃいけないのですかというようなご質問をコールセンターなどにいただいたとかいうものはありますけれども、大きな混乱は結果的にはなかったのかなと思います。お示しになられた紙を入れるとか、あるいはテレビコマーシャルも、このためのテレビコマーシャルもつくって放映するとか、そういった形での努力をした結果なのかなと思っております。

それから、後段のご指摘の来年以降の年賀状の話ですけれども、年賀はがきの料金につきましては、基本的には日本郵便のほうで検討を加えて、その上でもし料金変更するのであれば、その旨を総務大臣に対して届け出るという制度になっておりますので、総務省としましては、その届け出があるのか、ないのかを見て、届け出ですので、届け出があれば、それを受理するという形になるかと思っております。

それで、まさに今回の年賀状、ほかのはがきは62円に値上げした時点で、年賀状だけは52円に据え置いたということの効果がどうであったのか、あるいは今回の一定の期間だけ52円といったものの利用者への周知の仕方が結果的にどうだったか、あるいはそれにかかるコストがどうだったかとか、そういった面も踏まえて、日本郵便のほうで検討されているのではないかなと思っております。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○菅委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 届け出制になったものですから。

○菅委員 そうですね。ただ、視点を間違えないようにしてほしいというのが。前回のときは、年賀状は600枚も300枚も同じところに届けるから、普通のはがきと違ってコスト的にはという説明で、私は52円だったと感じていたもので、よろしくをお願いします。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。そのほかにございますか。

事務局のほうから何かございますか。

○事務局（東） 事務局のほうから、次回の日程についてご報告させていただきます。次回の日程につきましては、3月29日、木曜日の開催を予定してございます。詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○樋口分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。寒い中、ご参集いただきまして、本当にありがとうございました。次回、よろしくお願いいたします。

閉 会